

令和 6 年度第 1 回 松戸市安全・快適まちづくり協議会
資 料

松戸市 市民部 市民安全課

令和 7 年 2 月 18 日

目 次

- 1 路上喫煙対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
 - (1) 喫煙にかかる規制について
 - (2) 令和6年度パトロール実施報告
 - (3) 過料処分の状況
 - (4) たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等について
 - (5) その他の条例推進活動について
- 2 客引き行為等対策について・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 - (1) 客引き行為等の規制について
 - (2) 客引き指導監視員及び委託警備員によるパトロール実施報告
 - (3) 合同パトロールの実施について
 - (4) 松戸駅周辺安全で快適なまちづくり推進強化期間について
- 3 その他報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
 - (1) 刑法犯認知件数

1 路上喫煙対策について

(1) 喫煙にかかる規制について

○ 規制内容

規制行為	公共の場所	
	重点推進地区	重点推進地区外
たばこの吸い殻のポイ捨て 【8条1項1号、21条2号】	禁止 違反した場合は、過料。	禁止
喫煙 【9条2項、21条3号】	禁止 違反した場合は、過料。	努力義務
歩行中（自転車乗車中を含む。）の喫煙 【9条1項】		

○ 重点推進地区指定の経過

平成16年6月1日	重点推進地区指定（松戸駅、新松戸駅）
平成20年4月1日	重点推進地区の追加指定（八柱駅）
平成25年10月1日	重点推進地区の追加指定（東松戸駅）
平成27年10月1日	重点推進地区の追加指定（北松戸駅、馬橋駅、北小金駅）
平成30年3月1日	重点推進地区の追加拡大（八柱駅）

(2) 令和6年度パトロール実施報告

○ パトロールの実施

- ・指導監視員が2人1組で、3班体制により、各重点推進地区を巡回。
- ・平日の日中時間帯（9：15～16：00）に加え、朝時間帯（7：15～）及び夜時間帯（～21：00）にパトロールを実施している。

●令和6年度巡回実績（12月末日現在）

【巡回回数】 892 回

うち、朝 65 回（前年度同期比▲5）、夜 60 回（前年度同期比+1）

※半日巡回（1.5～2h）を1回とする。

【巡回場所内訳】

松戸東	松戸西	新松戸	八柱	東松戸	北松戸	馬橋	北小金
234	233	95	99	33	69	89	40

※違反状況や苦情等を考慮して巡回数等を決定。

●令和6年度過料処分状況（12月末日現在）

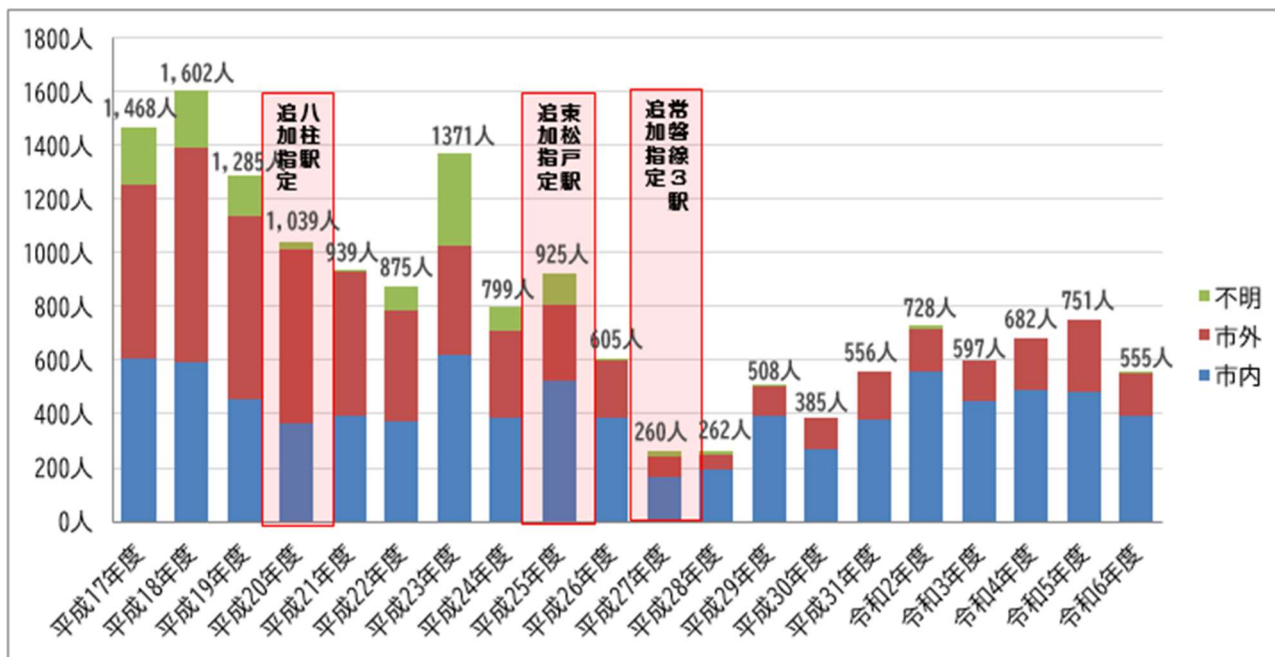
【過料処分件数】 555 件（前年度同期比▲38 件）

【違反行為内訳】

路上喫煙	537 件
ポイ捨て	18 件

(3) 過料処分の状況

○ 過料処分者数の推移



※令和6年度は12月末時点

○ 過料徴収地区内訳

	松戸東	松戸西	新松戸	八柱	東松戸	北松戸	馬橋	北小金	合計
令和2年度	195人	273人	99人	33人	8人	34人	52人	34人	728人
令和3年度	162人	214人	73人	34人	18人	23人	46人	27人	597人
令和4年度	203人	244人	74人	36人	10人	23人	65人	27人	682人
令和5年度	216人	259人	80人	53人	9人	35人	67人	32人	751人
令和6年度	170人	167人	65人	37人	6人	41人	55人	14人	555人

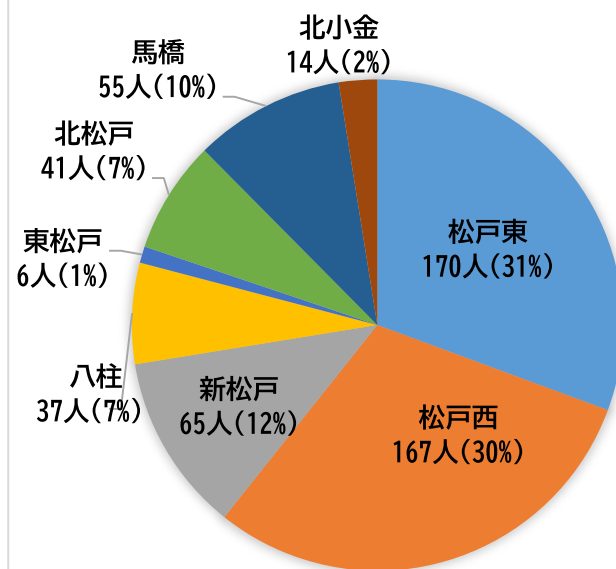
※令和6年度は12月末時点

○ 違反行為内訳

	喫煙		ポイ捨て	
令和2年度	679人	93.3%	49人	6.7%
令和3年度	569人	95.3%	28人	4.7%
令和4年度	654人	95.9%	28人	4.1%
令和5年度	722人	96.1%	29人	3.9%
令和6年度	537人	96.8%	18人	3.2%

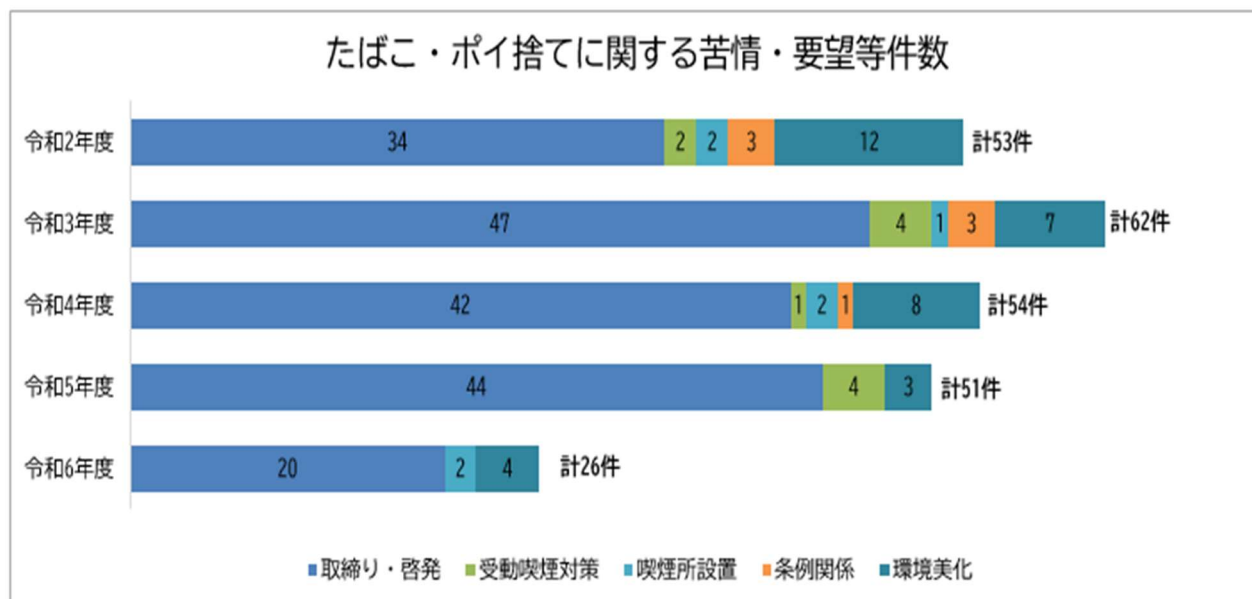
※令和6年度は12月末時点

令和6年度 過料徴収地区内訳



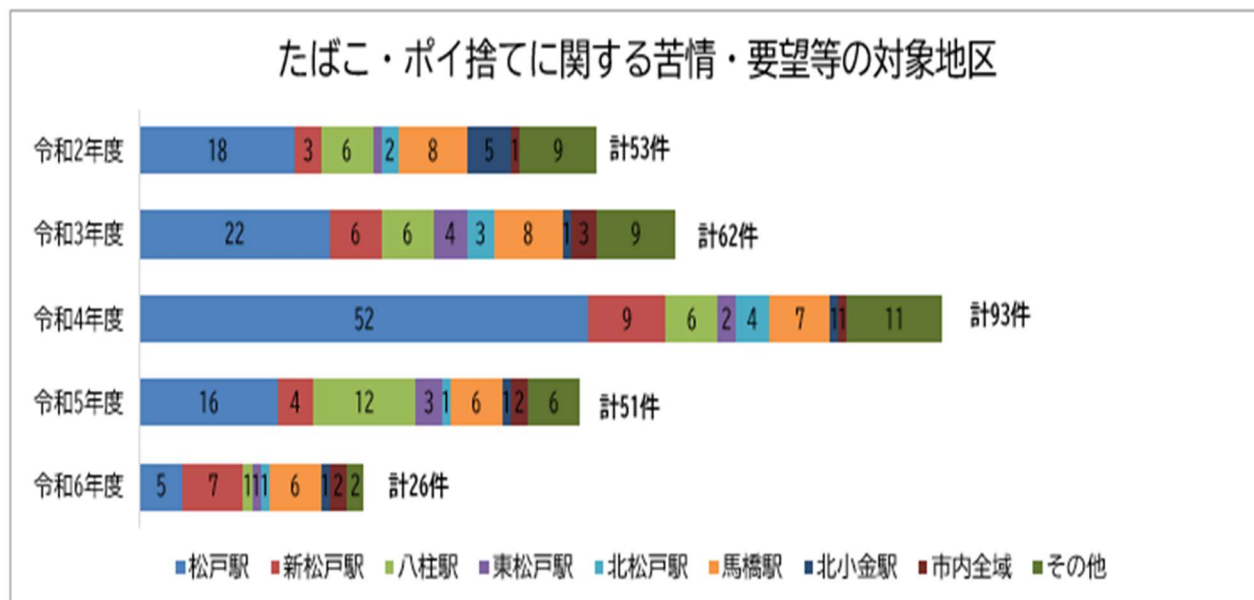
(4) たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等について

○ 内容別件数



- ・取締りの強化やマナー啓発活動の実施等に関する意見・要望が多い。
- ・苦情、要望等の件数は減少傾向にある。

○ 対象地区



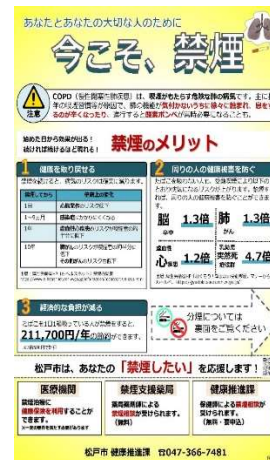
- ・重点推進地区(市内7駅)が中心となるが、その他各地区においても苦情はある。
- ・その他の地区としては、五香・六実・常盤平駅等の駅周辺がある。なお、重点推進地区外においては駅前におけるマナー啓発活動（チラシやウェットティッシュ等の配布）を定期的実施している。

(5) その他の条例推進活動について

- 喫煙マナーアップ・ポイ捨て防止合同キャンペーンの実施 ※12 月末時点
- ・ 馬橋駅西口噴水広場周辺(R6.5.17、R6.5.22、R6.10.24 計3回実施)
- 早朝や夕方の通勤時間帯に広場等利用者へのマナー遵守の呼びかけを実施
- 条例周知チラシのほか啓発品(ウェットティッシュ等)を配布(約400部)



- ・ 松戸駅東口及び西口周辺(R6.10.17 実施)
- 駅利用者等へマナー遵守の呼びかけ
- 条例周知チラシのほか啓発品(ミニタオル等)を配布(約400部)



○重点推進地区外でのマナー啓発活動

- 秋山駅、常盤平駅、五香駅等の駅周辺において、条例周知チラシのほか啓発品(ウェットティッシュ等)を配布(毎月5回程度、各箇所約200部)



○ 喫煙マナー啓発ポスターの全市内掲示

・令和6年10月～

市内全域における喫煙マナー向上のため、ポスターを作成し、市内歩道沿いに万遍なく設置されている町会・自治会掲示板など約 3,000 か所に掲示。



2 客引き行為等対策について

(1) 客引き行為等の規制について

主に駅周辺での客引き行為等に対する規制及び罰則の強化を図るため、平成 29 年 12 月 26 日に松戸市安全で快適なまちづくり条例を改正・施行した。(罰則等に関する事項については、平成 30 年 4 月 1 日から施行)

市内全域の公共の場所

客引き

通行人など不特定の人の中から相手方を特定し、客とするために言語または動作によって積極的に誘う行為

客待ち

客引きをする目的で、公衆の目に触れるような場所で、うろついたり、とどまったりする行為

勧誘

(スカウト)

通行人など不特定の人の中から相手方を特定し、一定の労力やサービスに従事するよう誘い込む行為

勧誘待ち

(スカウト)

勧誘をする目的で、公衆の目に触れるような場所で、うろついたり、とどまったりする行為

店舗側の客引き利用

客引き行為等により照会を受けた人と知りながら、その人を客として営業所内に立ち入らせる行為



市長はあらかじめ指定する市民等に指導を行わせることが出来る(要講習)。

指導・勧告



指導・勧告の実施のため必要があると認められる場合は立ち入り調査等を行う。

公表

違反者の住所・氏名・違反行為等については公表の対象となる。

過料・両罰規定

- ・過料5万円以下の罰則となる。
- ・違反行為者を罰するほか、事業者等に対しても過料を科す。

情報の提供



違反店舗の土地または建物の提供者に対し、違反に係る情報を提供する。

誓約と支援



客引き行為等禁止特定地区において飲食店営業等を営む者は、客引き行為等をしないことを市長に申し出ることができます。また、市長は、申し出をした者に対し、必要な支援を行うことができる。

客引き行為等禁止特定地区

本条例における重点推進地区7地区のうち、
松戸駅・新松戸駅・八柱駅周辺の3地区

【規制の対象とならない行為】

- ・ 店舗宣伝のため、不特定多数の人に対しティッシュやチラシを配る行為
- ・ 店舗敷地内（公共の場所でない）における客引き、客待ち、勧誘、勧誘待ち行為
- ・ 客引きをする目的なく、店舗の前にとどまる行為

(2) 客引き指導監視員及び委託警備員によるパトロール実施報告

○ パトロールの実施

- ・客引き指導監視員及び委託警備員により、客引き行為等禁止特定地区を巡回。
- ・毎日夕方～夜時間帯（15：15～23：00 ※月～木は22：00 まで）にパトロールを実施している。

○ 指導・勧告、過料、公表実績

	口頭指導	文書指導	勧告	過料	公表
令和2年度	8件	0件	0件	0件	0件
令和3年度	3件	1件	0件	0件	0件
令和4年度	12件	0件	0件	0件	0件
令和5年度	6件	0件	0件	0件	0件
令和6年度	8件	3件	0件	0件	0件
計	37件	4件	0件	0件	0件

※口頭指導は、客引き行為等を行った従業員本人及び店長等に対して行う。

※令和6年度は12月末時点

●口頭指導実施対象店舗の地区別内訳

	松戸	新松戸	八柱	五香
令和2年度	7店	0店	0店	1店
令和3年度	2店	0店	0店	1店
令和4年度	7店	0店	3店	2店
令和5年度	6店	0店	0店	0店
令和6年度	8店	0店	0店	0店
計	30店	0店	3店	4店

※令和6年度は12月末時点

○ 客引き行為等禁止特定地区の店舗宣伝等の状況

- ・松戸駅 ⇒ 8ページへ
- ・新松戸駅、八柱駅 ⇒ 9ページへ

○ 客引き行為に関する苦情等の状況

●苦情件数及び対象地区

	件数	地区（※複数選択あり）				
		松戸駅西口	松戸駅東口	新松戸駅	八柱駅	その他
令和2年度	13件	11件	4件	0件	0件	0件
令和3年度	20件	16件	8件	1件	1件	0件
令和4年度	12件	8件	3件	0件	1件	0件
令和5年度	29件	19件	2件	3件	4件	1件
令和6年度	4件	4件	0件	0件	0件	0件

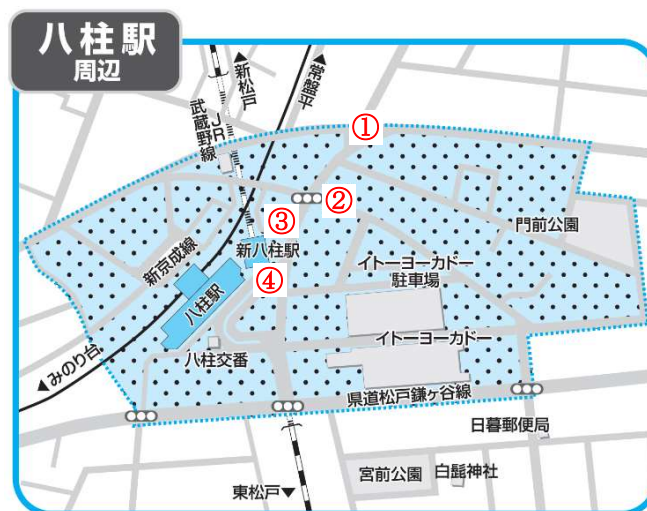
※令和6年度は12月末時点



①市役所前高架下付近	・ 20 時まではほぼいないが、21 時以降、マッサージ・エステの従業員が 1～2 人立っていることがある。
②新東京クリニック付近	・ 20 時まではほぼいないが、21 時以降、マッサージ・エステの従業員が 1～2 人立っていることがある。
③松戸駅東口デッキ付近	・ キャバクラ・ガールズバーの従業員が 5 人程度、店舗宣伝のため立っていたり、ティッシュ配りをしていたりする。
④松戸駅西口デッキ付近	・ 駅出入口付近にスカウトが 1～2 人いることがある。 ・ 居酒屋の従業員が 1～2 人チラシ配りをしている。
⑤キテミテマツド通り入口付近	・ 主にキャバクラの従業員 5～10 人程度が、違反行為とならないようたむろしている。
⑥新角ビル付近	・ キャバクラの従業員 2～7 人程度が、違反行為とならないよう敷地内等でたむろしている。
⑦吉野家付近	・ 飲食店等の従業員が 1～2 人店舗宣伝をしていることがある。
⑧西口公園前串カツ屋付近	・ キャバクラ・ガールズバーの従業員 1～5 人程度が、違反行為とならないようたむろしていることが多い。
⑨東横イン付近	・ ガールズバーの従業員 1～2 人が、ティッシュ配りをしていることがある。



①千葉銀行付近	・エステの従業員 1～2 人が立っていることがある。
②新松戸森谷ビル付近	・パブの従業員 1 人が立っていることがある。
③新松戸駅改札付近	・クラブの従業員 1～2 人が立っていることがある。
④串かつ田中付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。
⑤みずほ銀行付近	・エステ・ガールズバーの従業員 1～3 人が立っていることがある。
⑥旧バロンビル付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。



①さくら通り入口付近	・キャバクラの従業員 1～3 人程度が立ってることがある。
②板橋寝具店前付近	・スナック・エステの従業員 1～2 人が立っていることがあるが、指導監視員の姿が見えると立ち去る。
③ローソン前付近	・キャバクラの従業員 1～2 人が、違反行為とならないよう敷地内でたむろしている。
④新八柱駅前付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。

(3) 合同パトロールの実施について

○ 合同パトロールの実施

市及び警察のほか、防犯協会や商店会等の地元関係団体が集まり合同パトロールを実施。客引き行為等を行っていないものの、店舗付近でたむろしている者に対し、客引き行為等はないよう注意喚起を行った。



※松戸駅(写真左)、新松戸駅(写真右)での合同パトロールの様子

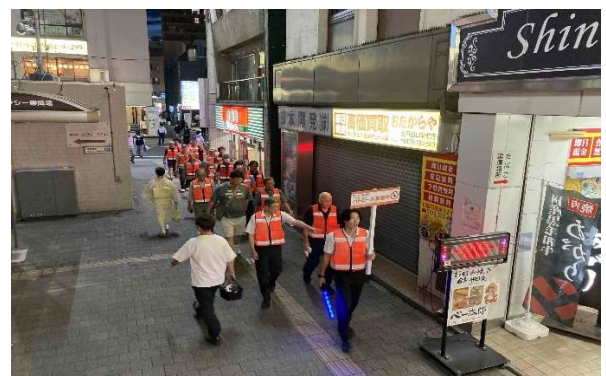
●令和6年度実施状況(12月末日現在)

	時間	実施回数	参加者(参加人数)
松戸駅周辺	19:00～	3回	松戸駅前交番管内防犯協会、松戸駅前商工振興会、松戸署他(28人、82人、13人)
新松戸駅周辺	20:15～	1回	新松戸駅前環境美化推進協議会、松戸署他(12人)
八柱駅周辺	20:20～	2回	八柱交番管内防犯協会、松戸署他(43人、35人)
五香駅周辺	20:00～	2回	五香交番管内防犯協会、サンロード五香商店会松戸東署他(13人、15人)

(4) 松戸駅周辺安全で快適なまちづくり推進強化期間について

○出動式及び合同パトロール等の実施

令和6年6月～7月末までを「松戸駅周辺安全で快適なまちづくり推進強化期間」と定め、市民から客引き行為等に関する苦情が特に多い「キテミテマツド通り入口付近」を中心に対策を強化。市職員によるプロジェクトチームを結成し、警察、防犯協会、地元関係団体と連携し、出動式及び合同パトロールのほか、様々な客引き対策を講じた。(出動式、合同パトロールについては総勢82名が参加)



※出動式及び合同パトロール(松戸駅西口周辺)の様子

○その他の対策について

- ・苦情の多いエリアに属する店舗、ビルオーナーへの訪問→条例等の説明を実施
- ・各店舗の店長との連絡会を実施→苦情内容の共有、改善指導等を実施
- ・職員による夜間配置の実施(7月中4回、各日2~4名、夜中最大2時まで配置)
- ・委託警備員の警備時間を延長(7/19~7/24の間、通常23時までを午前4時まで延長)
- ・啓発用の横断幕、看板、仮カメラの設置
- ・本カメラの設置検討→令和6年度中に設置完了、稼働開始予定

【対策事例】



※横断幕、看板設置後



※仮カメラ設置後

○対策後の結果

対策強化前は、西口エスカレーターを降りた地点からキテミテマツド通り入口付近の広範囲にわたり、風俗営業店従業員と思われる男性が複数人(最大15名~20名程度)たむろしている状況であったが、対策強化後は、同様の状況は認められなくなった。

また、市民から市へ寄せられる客引きに対する苦情件数は、対策後、大幅に減少している。(前年同期比▲21件)

通行人の中には配置警備員に対し、直接声をかけてくださる方も多く、「以前に比べて客引きが減った」「あなた達がいるおかげで安心して歩けるようになった」などと好意的な意見が増えた。

3 その他報告事項

(1) 刑法犯認知件数

○ 松戸市における刑法犯認知件数の推移

